

福山市立戸手小学校 PTA 規約

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本会は、福山市立戸手小学校 PTA という。
第 2 条 本会は、事務局を戸手小学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 本会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第 4 条 本会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
1 家庭と学校と社会が一体となって児童の福祉を増進する。
2 学校教育に対する理解を深め、これを推進する。
3 児童の心身の健康な発達をはかるために環境をよくする。
4 社会教育の振興に協力し、会員相互の研修と親睦を盛んにする。
5 公費による適正な教育予算を確保することに協力する。

第 3 章 会員

- 第 5 条 この会の会員は、次の通りである。
1 戸手小学校に在籍する児童の保護者。
2 戸手小学校の教職員。
第 6 条 本会の会員は会費を納める。
会費の金額は総会において決める。
第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。
第 8 条 本会は、福山市 PTA 連合会・広島県 PTA 連合会・日本 PTA 全国協議会の会員となる。

第 4 章 経理

- 第 9 条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・事業収入を持ってあてる。
第 10 条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
第 11 条 本会の決算は、監事の会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 役員並びに委員

- 第 13 条 本会に次の役員・委員をおく
役員

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 会長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 会計 | 2 名 |
| 4 | 書記 | 1 名 |
| 5 | 監事 | 2 名 |
| 6 | 各専門部の部長 | 各 1 名 |
| 7 | 各専門部の副部長 | 各 2 名 |
- (女性部は除く)

委員

- | | | |
|---|------|------------------|
| 1 | 学級委員 | 各学年 1 クラスあたり 2 名 |
| 2 | 専門委員 | 各学年 1 クラスあたり 2 名 |
| 3 | 地域委員 | 各班 1 名 |
| 4 | 学校委員 | 学校教職員全員 |
| 5 | 女性委員 | 若干名 |

- 第 14 条 前条の委員は次の専門部に所属する。

- | | |
|---|-------|
| 1 | 研修部 |
| 2 | 事業部 |
| 3 | 広報部 |
| 4 | 校外生活部 |
| 5 | 女性部 |

第15条 本会の役員・委員の選出は次の通りとする。

1 本会の会員の中から選出する。

ただし

- ・会長・副会長については該当年度役員が選出する。
- ・副会長の内2名は、育成会協議会より1名、及び学校長をもってあてる。
- ・会計1名・書記は、学校委員より会長が委嘱する。
- ・前条1, 2, 3, 4の役員はこの部に所属した各委員から部長1名、副部長2名選出する。
- ・前条5の部長は会長が会員より委嘱する。

2 学級委員は各学年1クラス当たり2名選出する。

3 専門員は各学年1クラス当たり2名選出する。

ただし

- ・学級員・専門委員の選出方法は別に細則で定める。
- ・専門委員2名のうち1名は事業部に、1名は広報部に属する。

4 地域委員は各班から1名選出する。

5 女性委員は女性部長が若干名を委嘱する。

第16条 役員・地域委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
学級委員・専門委員の任期は1年で、再選しないことが望ましい。

第17条 役員・委員の任務は次の通りとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を総理し総会及びその他の集会を司会する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は代理をする。

3 会計は、すべての支出収入を記録し年次総会に報告する。

4 書記は、すべての会合及び会の活動状況を記録する。

5 監事は、事業状況と会計を監査する。

6 部長・副部長は、各部を総括する。

7 委員は選出母体の活動に関与し、各部の計画を協議し中心となって活動する。

第6章 顧問

第18条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、役員会の議を経て会長が委嘱する。

第19条 顧問は、会長の要請により、役員会・委員会・その他の会議に出席して助言することができる。

第7章 会議

第20条 定期総会は、毎年年度始めに開き、役員承認、決算承認、予算承認、規約の変更、会務報告、その他重要なことを決定する。

第21条 総会の定足数は、会員の5分の1とする。

第22条 次の場合は、臨時総会を開く。

1 会長が必要と認めた時。

2 委員会の決議に基づき要求があった時。

3 委員の5分の1または会員の10分の1以上の要求があった時。

第23条 委員会は、役員及び委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開き、提案された企画運営について協議する。

委員会の定足数は、役員・委員の3分の1とする。

第24条 役員会の任務は次の通りとする。

1 各部会・委員会において立案された事業計画を審議する。

2 総会・委員会に提出する議案を作成する。

3 その他会長より委嘱された会務を処理する。

第25条 各部会は随時開き必要なことを審議し、その事業計画を役員会に提出し実施する。

第26条 総会・委員会その他の会合の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第8章 弔慰規定

第27条 会員及び児童に係る弔慰規定は次の通りとする。

1 会員死去の場合は代表者が会葬し香料5,000円を供える。

2 児童死去の場合は代表者が会葬し香料5,000円を供える。

3 会員及び児童がPTA活動中に障害を被った時は、会長・副会長・書記で協議の上、代表者が見舞いし、見舞金を贈る。

ただし、金3,000円を限度とする。

4 会員及び児童がPTA活動中の障害により死去した時は、会長・副会長・書記で協議の上、死亡見舞金5,000円を贈る。

5 すべての答礼は金品をもってしないことを厳守する。

第9章 付則

第28条 本会の運営については、別に細則を設ける。

第29条 本会に、必要に応じては特別委員会を置くことができる。

第30条 本規約は、昭和41年4月1日から実施する。

	昭和47年	5月10日改正
	昭和48年	5月8日改正
1984年	(昭和59年)	1月22日改正
	1989年	1月24日改正
	1989年11月	2日改正
	1997年	4月25日改正
	1998年	4月24日改正
	2000年	4月26日改正
	2003年	4月24日改正
	2004年	4月23日改正
	2009年	4月23日改正
	2019年	4月25日改正
	2021年11月	20日改正